

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



旭が森日の出

主 な 内 容

- 新年のご挨拶 ● 確定申告のお知らせ
- 令和5年度税制改正に関する提言 ● 納税表彰
- 理事会・委員会・部会の動き
- 全国青年の集い沖縄大会参加報告
- 国税の納付はスマホでスマートに
- 電子データの保存方法を確認ください
- 健康コーナー「加齢と健康のバランスを考える日々」
- 新会員紹介 ● 今後の行事予定 ● 税務街頭広報

VOL.125

2023.1.15
令和5年



(公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシール
を切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して
下さい。

謹賀新年

新春を迎え、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症により甚大な打撃を受けた我が国の経済は、最悪期を脱し「ウィズコロナ」期に入ったと言われています。しかし、急激な物価上昇など先行き不透明な時期はまだ続いており、地域経済も依然として厳しい状況が続いています。このような状況から、国は日本経済の再生を図るべく「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算の迅速かつ着実な実行そして12月下旬には過去最大となる「令和5年度当初予算案」を閣議決定しました。この対策等により、地方の中小企業まで景気回復を実感できるような経済が好循環することを期待するものです。

館山法人会は、引き続き公益法人として、法人会の理念のもと、税務行政の推進、地域社会への貢献、会員企業の健全な発展への貢献に努めてまいりたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。

令和五年 元旦



公益社団法人 館山法人会
会長 本間 亨

新年明けましておめでとーございます

令和五年の年頭に当たり、謹んでお慶び申し上げます。旧年中は、本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政について深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症による、ご事業や生活への影響が未だ続いておりますが、皆様にとつて幸多い一年になりますことを、心からお祈り申し上げます。さて、まもなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。本年も、税務署では、ID・パスワード方式や、マイナンバーカードを利用した「e-Tax」での申告書提出を推進して参ります。税務署までお越しいただくことなく、ご自宅のパソコンやスマートフォンから申告書の作成送信ができ、非常に便利であり、外出を要しないという点にも特徴があります。新型コロナウイルスの感染を回避するためにも、是非ともご利用いただければと思います。また、国税庁では、納税者利便の向上のため、ICT化による納税手続きのデジタル化、税務署窓口のスマート化やe-Tax利用のさらなる簡便化を推し進めておりますので、今後とも皆様の「ご支援」「ご協力」をよろしくお願い申し上げます。館山法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和五年 元旦



館山税務署長 山口 慎一郎

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

令和5年 元旦

公益社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	常任理事	川名 光俊	常任理事	本橋 亮一	常任理事	古宮 真一	常任理事	鈴木 誠一
相談役	平田 哲平	"	島田 誠一	"	角田 眞一郎	"	柴田 栄樹	"	小林 稔
会長	本間 亨	"	吉本 晃	"	村井 智博	"	高梨 潔	"	鈴木 利恵
副会長	鈴木 義康	"	吉田 政紀	"	早川 光樹	"	齋藤 守彦	"	柴田 一
"	平野 好正	"	平田 英雄	"	小川 玉江	"	小原 将弘	監事	鈴木 弘明
"	秋山 準治	"	飯田 彰一	"	日暮 靖	"	庄司 義則	"	刈込 浩一
"	綱嶋 茂信	"	手塚 節	"	栗原 保博	"	落合 薫	"	伊豆倉和之
"	清宮 和子	"	田原 智之	"	安田三喜夫	"	篠寄 忠昭		
常任理事	宮沢 治海	"	濱島 修	"	望月 昇	"	辰野 方哉		
"	友野 修	"	谷 昭一	"	川名 陽一	"	鈴木 辰也		

館山税務署

署長	山口 慎一郎
総務課長	松本 嘉英
法人課税第1部門官	川口 泰之
法人課税第2部門官	中山 信之
法人課税第1部門官	目黒 智也

管 理 運 営 門 官
統 括 部 門 官
徴 収 部 門 官
統 括 課 税 部 門 官
統 括 課 税 部 門 官
統 括 課 税 部 門 官

鈴木 陽子
高田 晃樹
小原田康仁
山口 剛

千葉県税理士会館山支部

支部長	佐藤 裕介
副支部長	鈴木 弘明
副支部長	羽山 信一
副支部長	相樂 行孝
副支部長	早野 喜良
総務部長	

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の

申告書作成会場

開設期間

1月24日(火)～3月15日(水)

※ 土、日及び祝日を除く。

会場

館山税務署

(館山市北条1164)

受付・相談

受付 午前8時30分 から
午後4時まで

(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで



会場への入場には「入場整理券」が必要です!

- ☆ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで事前に入手することができます。
- ☆ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。

オンラインで 事前発行
LINEアプリで
国税庁LINE公式アカウントを
友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから!

ご来場される方へのお願い

- ☆ ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
 - ☆ ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
 - ☆ 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに来場を控えていただくようお願いいたします。

第38回法人会全国大会（千葉大会） 令和5年度税制改正に関する提言

令和4年10月13日（木）千葉市・幕張メッセにて、全国約80万社の会員、41都道府県法人会連合会と440単位会による全国大会が開催され、本会からは正副会長が出席しました。また、大会スタッフとして女性部会2名、青年部会2名のお手伝いをいただきました。

約1,700名参加の大会議事において「令和5年度 税制改正に関する提言」が決議されました。

◆大会プログラム

第1部 記念講演

「女性がテレビで働くということ」

キャスター・ジャーナリスト 安藤 優子氏

第2部 式典

表彰受彰会紹介

令和5年度税制改正の提言報告

青年部会による租税教育活動の報告ほか

第3部 懇親会



全法連小林会長のあいさつ



正副会長と女性部会応援スタッフ



青年部会・女性部会応援スタッフの風景



物産展（ハクダイ食品さんが出店）

法人会では毎年「税に関する提言」を発表し、周知を行うとともに国・地方自治体等に提言活動を行っています。

令和5年度 税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進め

- ることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応ができなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないように十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。
- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
 - (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災

の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降降定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告

おめでとうございます

税を考える週間

令和四年度納税表彰式

納税功労で個人9名、1団体が受賞

財務大臣表彰 本間 享氏

東京国税局長表彰 川名光俊氏を披露

租税教育の一環

小学生の税に関する書写作品展

管内24校1,737人が応募

優秀作品は館山駅市民ギャラリー、

イオン鴨川・イオンタウン館山に展示

中学生の「税についての作文」表彰、

税に関する高校生の作文表彰、最優秀作品の朗読

税を考える週間（11月11日から11月17日まで）の主要行事である「令和4年度納税表彰式」が11月11日に県・市・税理士会

ほか来賓を迎え、館山税務署、館山法人会、館山青色申告会、館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、県卸酒販組合、館山小売酒販組合、安房地域租税教育推進協議会の九団体共催により、館山夕日海岸昇鶴で行われました。

表彰式では、館山税務署長から長年にわたる納税功労が評価され、個人9名と1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

その後、納税功労による財務大臣表彰1名、東京国税局長表彰1名の披露が行われました。

次いで、租税教育関連の表彰として「小学生の税に関する書写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生及び高校生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われ終了しました。

中学生の「税についての作文」

公益財団法人全国法人会総連合 会長賞

『くらしを支える税』

南房総市立富浦中学校 第三学年 鈴木 俊祐

小さな頃から、私は図書館が好きでした。週末になると訪れては、司書さんの読み聞かせを聞いたり、分らないことがあると本を使って調べたりしました。無料でたくさんの本を読むことができ、それだけでなく借りて持ち帰ることもできる、これは図書館だからこそできることです。図書館は、私にとって心地よく読書を楽しむことのできる、お気に入りの場所です。

くるには莫大な費用がかかります。そのお金はどこでまかなわれているのでしょうか。それは、税金です。

先日、私の中学校で租税教室がありました。その教室の中で、今までの自分が多くの場面で税金に支えられていたことを感じました。警察や消防、ごみの収集と処理などの公共サービス。医療機関で診察を受けた際の医療費助成制度。交通の安全を守るために行われている信号機や道路の整備。これらの費用がすべて税金によってまかなわれていることを知り、驚きました。

税金がなかったらどのような世の中になっているでしょう。その世界には、おそらく学校も役所も図書館でさえありません。私たちは今と同じ生活を続けることができないのです。日常の中で不安や危険に出会うことが増え、それらを個人の力で改善していくしなくなってしまう。

今までは、税金なんてたくさんのお金を払って、自分たちの負担になっているだけだと考えていました。しかし、世の中への税金の役割や貢献を知ったことで、自分が納税をする意義とその大切さを感じました。税金が私たちの生きる世の中を支えているのです。

私は、まだ未成年者であり中学生でもあるため、多額の納税をしたことがありません。しかし、大人になるにつれて、多くの場面で税金を納めることになります。その時のためにもこれからは、どのような種類の税があり、世の中でのどのように活用されているのかを、学んだうえで納めていきたいと思いました。

私たちが普段利用している公共施設と制度は、大人の方々が納めてくださっている税金のおかげで、利用することができているのだと思います。これから、感謝の気持ちを持って、納税の義務を果たすことのできる大人になりたいです。

受賞者名簿

館山税務署長表彰

(税務功労)

古 宮 真 一

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

柴 田 栄 樹

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

鈴 木 誠 一

(館山間税会 副会長)

鈴 木 秀 幸

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

館山税務署長感謝状

(税務功労)

金 井 澄 男

(一般社団法人館山青色申告会 理事)

鈴 木 辰 也

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

辰 野 方 哉

(公益社団法人館山法人会 常任理事)

早 野 喜 良

(館山間税会 監事)

山 本 太 一 郎

(一般社団法人館山青色申告会 監事)

(租税教育推進校)

館山市立房南中学校

一ご披露一

財務大臣表彰

(税務功労)

本 間 亨

(公益社団法人館山法人会 会長)

東京国税局長表彰

(税務功労)

川 名 光 俊

(館山間税会 副会長)

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催：館山税務署

後援：公益社団法人館山法人会

一般社団法人館山青色申告会

【最優秀賞】

高橋 美音 館山市立北条小学校 (1年)

中村明咲日 南房総市立千倉小学校 (2年)

安西 黎桜 南房総市立嶺南小学校 (3年)

神作 太郎 南房総市立三芳小学校 (4年)

水島 和咲 鴨川市立田原小学校 (5年)

鈴木 さな 南房総市立千倉小学校 (6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会・

館山税務署管内納税貯蓄組合連合会・

国税庁

【公益財団法人全国法人会 総連合会長賞】

鈴木 俊祐 南房総市立富浦中学校 (3年)

【千葉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞】

小宮 由衣 南房総市立三芳中学校 (3年)

【館山税務署管内

納税貯蓄組合連合会 会長賞】

北鹿渡佑生 南房総市立三芳中学校 (3年)

鈴木あかり 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

【館山税務署長賞】

岡崎 裕菜 南房総市立富浦中学校 (3年)

永井 光梨 鴨川市立長狭中学校 (3年)

【千葉県館山県税事務所長賞】

小坂美南海 南房総市立三芳中学校 (3年)

【市町長賞】

館山市長賞

朝倉 千尋 館山市立第一中学校 (3年)

鈴木 洋人 館山市立館山中学校 (3年)

出口 陽菜 館山市立房南中学校 (3年)

鴨川市長賞

川邊 一輝 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

高橋 礼香 鴨川市立長狭中学校 (3年)

矢内 優衣 鴨川市立安房東中学校 (3年)

南房総市長賞

鈴木 真央 南房総市立富山中学校 (3年)

横木 優聖 南房総市立富浦中学校 (3年)

渡邊かなな 南房総市立三芳中学校 (3年)

鋸南町長賞

大古菜帆花 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】

生稲 唯衣 館山市立第一中学校 (3年)

【公益社団法人 館山法人会 会長賞】

前田 莉緒 南房総市立三芳中学校 (3年)

「税に関する高校生の作文」表彰

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

安田 里穂 千葉県立長狭高等学校 (3年)

石川 望 千葉県立長狭高等学校 (3年)

令和4年度 納税表彰式



署長表彰受賞者

【最優秀賞】



館山市北条小学校 1年

高橋 美音

南房総市千倉小学校 2年

中村明咲日

南房総市嶺南小学校 3年

安西 黎桜

南房総市三芳小学校 4年

神作 太郎

鴨川市田原小学校 5年

水島 和咲

南房総市千倉小学校 6年

鈴木 さな

秋の支部ゼミナールの動き

署長卓話「国税の組織について」

税務研修「インボイス制度について」

法人会の福利厚生制度

4年ぶりにすべての支部が実施

20支部4会場で196名が参加

秋の恒例行事「支部ゼミナール」が館山税務署の協力を得て、4年ぶりに20支部すべてが4会場で開かれ、延べ196名が参加しました。

担当地区支部長のあいさつに続き、山口慎一郎署長が、e-Taxやダイレクト納付の利用促進をお願いしながらの挨拶。そして研修会へ。初めは山口署長による「国税の組織について」。

財務省・国税庁を頂点とし

た国税の組織の体系や自ら経験した税務の仕事の例に国税の組織について解説。国税総合管理システムの開発業務、その後、直近の仕事として納税者の困りごとや意見や要望を聞く「納税者支援調整官」

や「税務相談室」に従事。システム開発から一転、アナログ対応が求められる中、「納税者に寄り添い、話を聞く姿勢がいかに大事なことも経験できた」と具体例を出して

支部ゼミナール 会議次第

- 1 開 会
- 2 支部長あいさつ
- 3 山口慎一郎税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会
講師
山口慎一郎税務署長
川口泰之法1統括官
目黒智也調査官
- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項
- 8 閉 会



白浜・千倉・丸山・和田支部合同ゼミ
早川光樹支部長あいさつ



鴨川6支部合同ゼミ
田原智之支部長あいさつ

のお話をいただきました。次に川口泰之統括官が消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）を説明。令和5年10月1日から導入されるインボイス制度。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請提

出期限が令和5年3月31日までと迫った中、消費税の基本的な仕組みと適格請求書の記載事項の留意点、適格請求書発行事業者の義務、仕入税額控除の要件、登録申請手続など「インボイス制度」の実務面をわかりやすく解説していただきました。

研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局から会員増強のお願いと資料の説明をし散会しました。講師の皆さんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦労様でした。



北条第1・第2・第3、長須賀、館山、那古船形三芳、富浦支部合同ゼミ
(望月昇支部長あいさつ)



富山・勝山・保田支部合同ゼミ
鈴木辰也支部長あいさつ

●11月8日(火) 江見・鴨川南・中央・北・長狭・天津小湊支部 鴨川ユニバースホテル 支部長 小原智之 篠原 将弘 落合 忠昭 谷 薫 齋藤 守彦 参加者 57名	●11月21日(月) 白浜・千倉・丸山・和田支部 千倉保健センター 支部長 早川光樹 飯田 彰一 栗原 保博 庄司 義則 参加者 48名	●12月7日(水) 富山・勝山・保田支部 鋸南町商工会 支部長 鈴木辰也 手塚 節 吉本 晃 参加者 26名	●12月12日(月) 北条第1・第2・第3・長須賀・館山・那古船形三芳・富浦支部 館山商工会議所 支部長 望月昇 川名 光俊 小林 稔 本橋 亮一 吉田 政紀 安田 三喜夫 高梨 潔 参加者 65名
---	--	--	---

理事会

委員会

の動き

理事会等

◎第2回理事会

9月5日(月)

夕日海岸昇鶴

- ・令和4年度事業の執行状況について
- ・令和4年度会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について

出席者 38名



第2回理事会 9月5日

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会
9月5日開催の理事会開会前、法人会と提携している保険会社3社(大同生命保険・AIG損害保険・アフラック生命保険)と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者 41名

税制委員会

「令和5年度税制改正に関する提言」の地元国会議員及び地方自治体に対する要望活動

11月4日(金)

要望先

国会議員 浜田靖一氏
館山市長 金丸謙一氏
館山市議会議員 石井敬之氏
(要望先は全法連の指示による)

参加者 2名

広報委員会

会報編集会議

◎第2回広報委員会

11月15日(火)

法青会館にて



第2回広報委員会 11月15日

組織委員会

・会報125号編集会議

出席者 8名

会員増強を図るため管内各金融機関を訪問し、協力を依頼

9月13日(火)

・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、館山信用金庫

出席者 3名

青年部会

◎部会例会

11月21日(月) 夕日海岸昇鶴

- ・今後の行事について
- ・会員増強について
- ・税務研修会

「国税の組織について」

講師 山口慎一郎館山税務署長

出席者 21名



青年部会例会 11月21日

◎東京局連3県連部会長サミット

10月7日(金)

山梨県甲府市

ベルクラシック甲府

・部会長サミット

・交流会

参加者 3名

◎全法連「全国青年の集い」沖縄大会

11月24日(木)・25日(金)

沖縄県沖縄アリーナ、沖縄市 体育館、沖縄市武道館

・租税教育活動

プレゼンテーション

・健康経営大賞

・部会長サミット

・会員交流分科会

・記念講演

「財政健全化につなげる！」

健康経営の実装と実践」

講師 千葉大学医学部付属病院

特任教授・産業医

吉村 健佑氏

参加者 3名

女性部会

◎役員会(幹事以上)

9月29日(木)

夕日海岸昇鶴にて

- ・今後の行事予定について
- ・会員増強運動について
- ・税務研修会

「国税の組織について」

講師 山口慎一郎館山税務署長

出席者 34名



源泉研究部会 10月27日

◎第2回税務研修会
10月27日(木)
夕日海岸昇鶴にて
・年末調整・法定調書について
講師 川口法人第1部門統括官
鈴木管理運営部門統括官
穴倉法人第1部門事務官
出席者 18名

源泉研究部会

◎視察研修
本年度は、新型コロナウイルス感染の懸念から実施せず。



女性部会役員会 9月29日



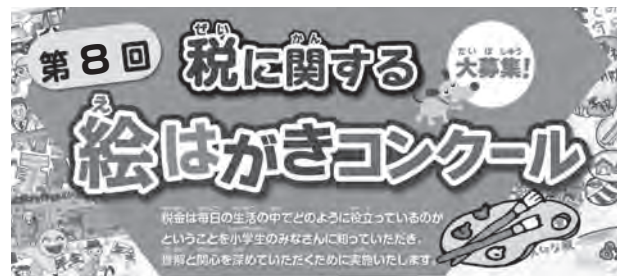
【東京国税局長表彰】
川名 光俊
公益社団法人
館山法人会
常任理事
館山間税会
副会長



本間 亨
公益社団法人
館山法人会
会長

おめでとーございます
納税功労で受賞
【財務大臣表彰】

女性部会が租税教育活動



消費税には申告・
納付期限^(※1)
があります。



申告・納付には
e-Tax が
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。



消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします！^(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税庁 消費税



- ◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告 1 回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年 4 回 (確定申告 1 回、中間申告 3 回)
48万円超 400万円以下	年 2 回 (確定申告 1 回、中間申告 1 回)
48万円以下	年 1 回 ^(※5) (確定申告 1 回、中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



第36回

法人会全国青年の集い 沖縄大会

・沖縄アリーナ・沖縄市体育館・沖縄市武道館



青年部会部会長
鋸南不動産(株)
柴田 一

令和4年11月24日、25日「第36回

法人会全国青年の集い 沖縄大会」が沖縄アリーナにて「ゆいまーる未来をまもり、拓く」を大会テーマに開催され、部会長の私と副部会長の安田憲史さん、会計幹事の川名展弘さんの3名で参加してまいりました。

大会スローガンの「ゆいまーる」とは、古くは琉球王朝が日本に併合される過程において徴税は集落単位で行われ、その結果、集落の人々はお互いを助け合いながら税金を納めるようになったそうです。

現代の沖縄においては、相互扶助、助け合いの心として多くの県民に親しまれている言葉となり、徴税制度から始まった「ゆいまーる（助け合い）」ですが、現代の日本においても「ゆいまーる（助け合い）」が税の本

質である事には変わりはありません。全国から集う仲間と共にその想いを共有し、地域や国の発展を担う子供たちの未来を守る為、国の財政破綻を回避すべく、私たち自らが先導者として能動的に明るい未来を切り拓いていくという覚悟を表現しているそうです。

初日の租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞では全国から選ばれた局連代表によるそれぞれ独自の活動の発表が行われました。さすが選抜単会による活動は目を見張るものがあり、今後の館山法人会青年部の租税教育活動の参考にした活動ばかりでした。

その後行われた部会長ウエルカムパーティーでは、沖縄の郷土料理を詰め込んだお弁当・オリオンビール・泡盛などのおもてなしを受けました。

オリオンビールは、昭和32年5月18日創立し、戦後沖縄の社会経済復興には第二次産業を興さなければいけないという創設者の強い意志が実を結び、今では沖縄を代表する製造業へと発展を遂げたそうです。

オリオンの由来は、一般公募による

ビール名募集により「オリオン」が採用されました。

「大衆に親しみやすく呼びやすい名称を」と、新聞紙上に懸賞金付きの募集広告がされ、賞金が高額だったこともあって2,500通余りもの応募が寄せられたそうです。「オリオン」とはもちろん星座のオリオン座から命名されたもので、オリオン座は南の星であり沖縄のイメージにマッチしていること、また星は人々の夢やあこがれを象徴すること、さらに当時沖縄を統治していた米軍の最高司令官の象徴が「スリースター」であったことなどが選定の理由だそうです。

2日目の部会長サミットでのテーマは「部会員増強部会の活性化」部会員増強と部会員増強をどのように取り組み成功させたか？規模が同じくらいの単会が円卓を囲み、それぞれの悩み、活動方法などのディスカッションが行われました。

特に「入会者よりも卒業者の方が多し」という単会が多かったです。では、そのためにどのような活動に取り組んでいるか、SNSを活用してのイベントの告知、親会との連携、後継者の勧誘などの部会員増強に取り組んでいる単会などがありました。

今後の取り組みですが、やはり部会員同士のコミュニケーション・飲み

ケーションを通じて中小企業の税に関する情報交換を行える場を増やしていければと思います。
早くマスク無しでの部会員同士の交流が出来るようにと良いのですが…。



大会スケジュール

【11月24日(木)】

- ◎租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞
- ◎部会長ウエルカムパーティー

【11月25日(金)】

- ◎部会長サミット
- ◎会員交流分科会
- ◎記念講演
「財政健全化につなげる！健康経営の実装と実践」
講師 千葉大学医学部付属病院 特任教授・産業医 吉村健祐氏

- ◎大会式典
- ◎大懇親会
- ◎物産展

国税の納付は スマホで スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！

PayPay d払い au PAY
LINE Pay Pay amazon pay



令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

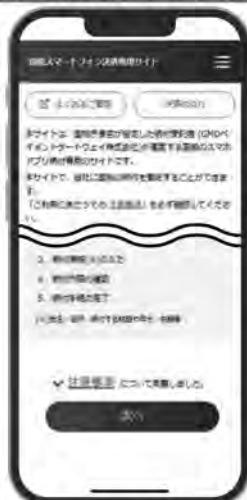
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を
選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所など
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続は完了です!



ポイント

- e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【令和 4 年 1 月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和 5 年 12 月 31 日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和 6 年 1 月からは保存要件に従った電子データの保存が必要です。そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDF やスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2 年（期）前の売上が 1,000 万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

【イメージ】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株式会社	請求書
2	20210210	330000	国税工務店	注文書
3	20210228	330000	国税工務店	領収書
...	...	...	...	...
49	20211217	220000	株式会社	請求書
50	20211227	55000	国税工務店	領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

【イメージ】

20210131_110000_(株)霞商店.pdf
20210210_330000_国税工務店(株).msg
20210228_330000_国税工務店(株).pdf
20211217_220000_(株)霞商店.msg

(例) 2021年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等が確認するための認証制度があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(J I I M A)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で



令和3年11月
(令和3年12月改訂)

健康コーナー

加齢と健康の

バランスを考える日々

ジャーナリスト 海部 隆太郎

若さ、馬鹿さで突き進み、周囲のあきれ顔も気にせず、無茶を続けた時代があった。充実した日々とは思わないが、毎日が楽しかった。だが、今は多くの人に迷惑をかけたのではないかと心配してしまう。こんな抽象的な昔話で何を言いたいのかと疑問を持たれるだろうが、具体的にはとても書けない。導入部分なので、さっと流し読んでいただければありがたい。本題は「健康」についての自分なりの考えだ。

冒頭の時期は、健康を考えるほど不健康な身体ではなかった。行動自体は不健康なのだが、若さと馬鹿さが勝っていただけ。健康診断は、受診をしないと会社から怒られるので無理やり行ったが、午前中なら二日酔い、午後なら昼食後に受診するなど、実に不真面目であった。それで

も気にするほどの数値ではなかった。

ところがここに来て、今さら遅いのかもしれないが、ようやく健康の意識が芽生え始めた。きっかけは体調の悪さを実感したこともあるが、医師から言われる「加齢による症状ですね」という、さりげない一言に傷ついたから。私の細胞は間違いなく老化している事実、ようやく気が付いたという何とも情けない話である。

健康は何物にも代えがたい財産だ。「命よりも大切ですよね」という笑話に、うなずいてしまう自分に今はなっている。やや複雑な感じで、うまく説明できないもどかしさが残る。

自動運転システムの

実用化に期待

とりあえず健康であつても加齢と

ともに衰えるのは仕方がないことだ。「衰えを自覚」するもので真っ先に浮かんでくるのが認知機能と判断機能で、これが必要なのが自動車の運転。運転に必要な機能は、認知、判断、操作の3つ。これを検査するため、75歳以上の高齢者ドライバー約150万人が毎年、免許更新時に検査を受けているという。

先日、高齢者の交通事故防止に詳しい交通心理学、応用心理学の研究者から興味深い話を聞いた。高齢ドライバーの検査データを基にした調査結果から言えることは、長期間にわたり学習で獲得した機能は加齢の影響を受けにくいそうだ。運転操作はゴルフ、スキー、ピアノなどと同じで、若いうちに習得した技能は簡単には衰えないという。ただ、視認機能の衰えは確実にやってくるし運転頻度が減少することで操作を誤ることもあるという。

身体は健康であつても、認知機能は年相応に衰えていく。もちろん一般論で、個人差があることは付け加えておきたい。先の研究員が言うには、高齢ドライバーは移動距離を短くすること、長時間運転をしないこと、を意識することが大切だと強調

する。父親に運転免許の自主返納を勧めても応じないので困っているという息子（50代）の話もよく聞く。この場合は、免許更新はできても認知、判断機能は衰えていくことを粘り強く説得するしかなさそうだ。

あと期待できるのが、自動車メーカーが必死に開発する自動運転システム。特定条件下で完全自動運転が可能なレベル4は実用化できる段階に入っている。すべてシステム任せになるので高齢の父親が運転席にいても息子は安心していられる。ただ、公道で走れるまでにはまだ時間がかかりそうなのと、高級車から搭載されるので、購入できるかどうかという問題がつきまとう。悩みは尽きそうもない。

いくつになつても健康でいられるよう努力が必要であるが、健康を維持していても加齢による衰えは自覚すべき。年齢に見合った健康を意識していきたいと考えている。

「筆者紹介」
海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお願ひします —

令和4年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第1	南総ユニオン(株)	瀧 寺 祐 一	館山市北条 2395	0470 (29) 7091	住宅売買業
館山	(株) 安房リゾート	雪 縄 真 緯	館山市館山 852	0470 (29) 3730	不動産業
	(株) コサカフーズ	小 坂 玲 子	館山市上真倉 1489 - 1	0470 (23) 7171	卸売業
	(株) WARP	十枝晃太郎	館山市長須賀 195 館山ウイング・ホール 1	0470 (28) 5750	医療福祉
那古船形三芳	(有) 加藤洋ラン園	加 藤 英 世	南房総市本織 2047	0470 (36) 2123	農業
	合同会社 千喜	庄 本 幸 範	南房総市千代 88-1	0470 (29) 5502	福祉事業
富浦	(一社) 南房総市観光協会	清 宮 信 英	南房総市富浦町原岡 89 - 3	0470 (28) 5307	旅行業
	K2ROOF 合同会社	梶 谷 孝 彦	南房総市富浦町深名 615	0470 (29) 5814	建設業
富山	合同会社アイエヌジー	沼 田 和 摩	南房総市久枝 496 - 5	090 (6938) 3400	舗装工事
	南房総地域エネルギー(株)	戸 倉 隆 行	南房総市山田 521	0470 (58) 0240	電気業
白浜	(株) サウスエッジ	小 川 伸 二	南房総市白浜町白浜 2618 - 1	0470 (28) 4111	不動産賃貸業
	(株) ふじもと	清都みちる	南房総市白浜町滝口 6241 - 1	0470 (30) 5022	宿泊業
千倉	(宗) 日蓮宗顕本寺	小 泉 輝 泰	南房総市千倉町川合 690 - 1	0470 (44) 1062	寺院
	(株) 吉田商事	吉 田 年 和	南房総市千倉町大貫 1445 - 2	0470 (44) 2588	不動産賃貸業
	ペナシュール房総(株)	青 木 大 成	南房総市千倉町南朝夷 1019	0470 (29) 3953	酒造業
和田	(有) 大和土木	平 野 博 之	南房総市和田町仁我浦 212	0470 (47) 2342	建設業
江見	(株) Y・K LINE	高 梨 芳 宏	鴨川市代 137 - 21	080 (1252) 4044	運送業
	(株) オールドニュー	石 井 孝 允	東京都世田谷区代沢 1 - 36 - 15	03 (3412) 7070	ホテル業
鴨川南	(株) ビーチシェル	磯 貝 宏	鴨川市貝渚 2951 - 10	04 (7092) 4701	不動産賃貸業
	カットファクトリー鴨川店	山 口 将 史	鴨川市貝渚 300 ベイシア鴨川店内	080 (5355) 0257	理髪店
鴨川中央	(株) RERISE	米 澤 俊	鴨川市横渚 1633 - 1	04 (7007) 4366	娯楽業
鴨川北	(株) カレント	田 原 啓 江	鴨川市東町 1071 - 1	04 (7094) 5002	不動産業
長狭	(株) 山田農産	山 田 憲 治	鴨川市平塚 1864	04 (7098) 0288	農業
	(株) エコセンター鴨川	澤 井 昭 宏	鴨川市上小原 482 - 1	04 (7099) 8111	一般廃棄物中継施設の運営

法人会の動き

令和5年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事 業 ・ 会 議	会 場
1.19 (木)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.20 (金) ~21 (土)	生活習慣病健康診断 1 日人間ドック	館山商工会館
1.27 (金)	絵はがきコンクール審査会	夕日海岸昇鶴
2.16 (木)	e-Tax による確定申告の早期提出 館山税務懇話会 (法人会会長ほか)	館山税務署
3.17 (金)	第 3 回理事会	館山シーサイドホテル
4.21 (金)	第 1 回理事会	夕日海岸昇鶴
6. 7 (水)	第 51 回定時総会	館山シーサイドホテル

税を考える週間で税務街頭広報

11月15日イオン館山・11月16日イオン鴨川で
税を考える週間行事として税の意義をピーアール

国の財政と消費税の役割

e-TAX、キャッシュレス納付

消費税の軽減税率制度

中学生による「税の作文」優秀作品紹介

中学生の税に関する標語優秀作品の紹介

絵はがきコンクール、ティッシュの配布

館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施



イオン館山



イオン鴨川

インターネットでセミナー受講

館山法人会のホームページ (<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>) から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご活用ください。法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。

お問い合わせは法人会事務局まで。(電話：0470-22-1389)



編集後記

最近、ドライバーの横断歩道における歩行者への交通安全ルールがかなり定着してきたような気がする。法に基づくルールなので当たり前のことであるが、歩行者もお辞儀をしてから横断するなどお互い気持ちが良いものです。「あおり運転」や荒っぽい運転をたとえる「ご当地運転」もあるが、運転者も歩行者もさわやかになるような安全運転を心がけたいものです。新型コロナに負けないよう、よい一年になるよう頑張しましょう。

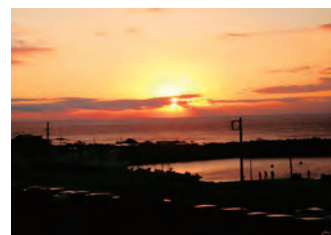
【表紙】日本の朝日百選 清澄寺旭が森からの日の出(鴨川市)

清澄山にある清澄寺の旭が森から見る日の出。清澄寺旭が森からの朝日は日本の朝日百選に選定されており、偉大な宗教家日蓮聖人が、約750年前に昇る朝日に向かって初めて「南無妙法蓮華經」の御題目を唱えたと伝えられている神聖な場所で、聖人が新宗教を開いた「立教開宗」の地です。そこから昇る朝日の輝きは、人間の煩悩を追いやるように人の心に直接突き刺さるように尊厳のある威光を放ち続け、畏敬の念さえ抱かせます。

この日の出を見るためにお正月の初詣でなどは、たくさんの人達が訪れます。

このほか、鴨川市では鴨川オーシャンパーク、鴨川松島、前原海岸でもすばらしい日の出を見ることができます。

(写真提供/鴨川市)



鴨川オーシャンパークからの日の出



松島からの日の出



前原海岸からの日の出

会	報	第125号
発行年月日	令和5年1月15日	
発行責任者	本間 亨	
編集責任者	島田 誠一	
発行者	(公社)館山法人会	
電話	0470-22-1389	
F A X	0470-23-3195	